

建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路を次のとおり指定しました。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成19年5月29日

京都市長 梶本 頼 兼

指定番号	指定年月日	道路の名称		道路の幅員	道路の延長	道路の位置
第384号	19.4.17	幹線道路	Ⅱ・Ⅲ・114号線 (幡枝葵森線)	メートル 14.0～ 16.0	メートル 623.6	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業洛北第三地区土地区画整理事業施行地区内
			3・5・109号線 (幡枝中通)	12.0	1,103.7	
		区画道路	8.8メートル道路	8.8	74.8	
			8.4メートル道路	8.4	167.7	
			8メートル道路	8.0	200.1	
			6.2メートル道路	6.2	566.3	
			平均6.2メートル道路	5.8～ 6.6	65.0	
			6メートル道路	6.0	4,177.2	
			平均5.9メートル道路	4.5～ 8.6	1,132.0	
			5メートル道路	5.0	184.4	
			4メートル道路	4.0	96.7	

(都市計画局建築指導部建築指導課)